

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産レモンガラスの EPN 及び台湾産鰻のフラルタドンの解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年12月1日付け食安輸発1201第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時検査実績等を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1のタイの項中

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
レモンガラス及びその加工品（簡易な加工に限る。）		EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01 ppm）を超える EPN が検出されるおそれがあるため。

を削除し、台湾の項中

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖鰻及びその加工品		フラルタドン フラゾリドン フェニトロチオン	別表2の4によること。	フラルタドン及びフラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 フェニトロチオン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラルタドン及びフラゾリドンが残留しているおそれ、基準値（0.002 ppm）を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖鰻及びその加工品		フラゾリドン フェニトロチオン	別表2の4によること。	フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 フェニトロチオン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれ、基準値（0.002ppm）を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。